

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令等について

消防庁国民保護・防災部 参事官付

1. 改正概要

令和 7 年度救助技術の高度化等検討会（地下閉鎖空間における救助能力の高度化）により、消防委員から「都市型ロープレスキューを使った救助法の一定の基準等の整備」の要望があり、同検討会報告書において「今後も継続的に新たな救助手法や資機材の救助施策・制度への反映が行われることが望ましい。」とされた。

本検討会を踏まえ、本改正においては、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）、救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）及び消防救助操法の基準（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容**第一 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令**

- (1) 別表第一への「都市型ロープレスキュー器具一式※」の追加【救助省令第 2 条、第 4 条～第 7 条関係】

都市型ロープレスキュー器具一式は、従来のロープ、カラビナ及び滑車等と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加
- ・ 隊員保護用器具の「安全帯」を「墜落制止用器具」に変更

- (2) 別表第二の「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」の削除【救助省令第 4 条～第 6 条関係】

「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」については、別表第一の「都市型ロープレスキュー器具一式※」及び「登山器具一式」に含まれることから、それぞれ削除する。

第二 救助活動に関する基準の一部を改正する件

第一で規定した救助器具について、別表において規定し、「都市型ロープレスキュー器具一式※」について、必要個数を「五」とする。

第三 消防救助操法の基準の一部を改正する件

第二編消防救助基本操法に第十六章の二を新設し、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の基準を定める。

3. 施行期日

令和9年4月1日

4. 経過措置

なし